

## 島根県公共事業再評価 対応方針（案）

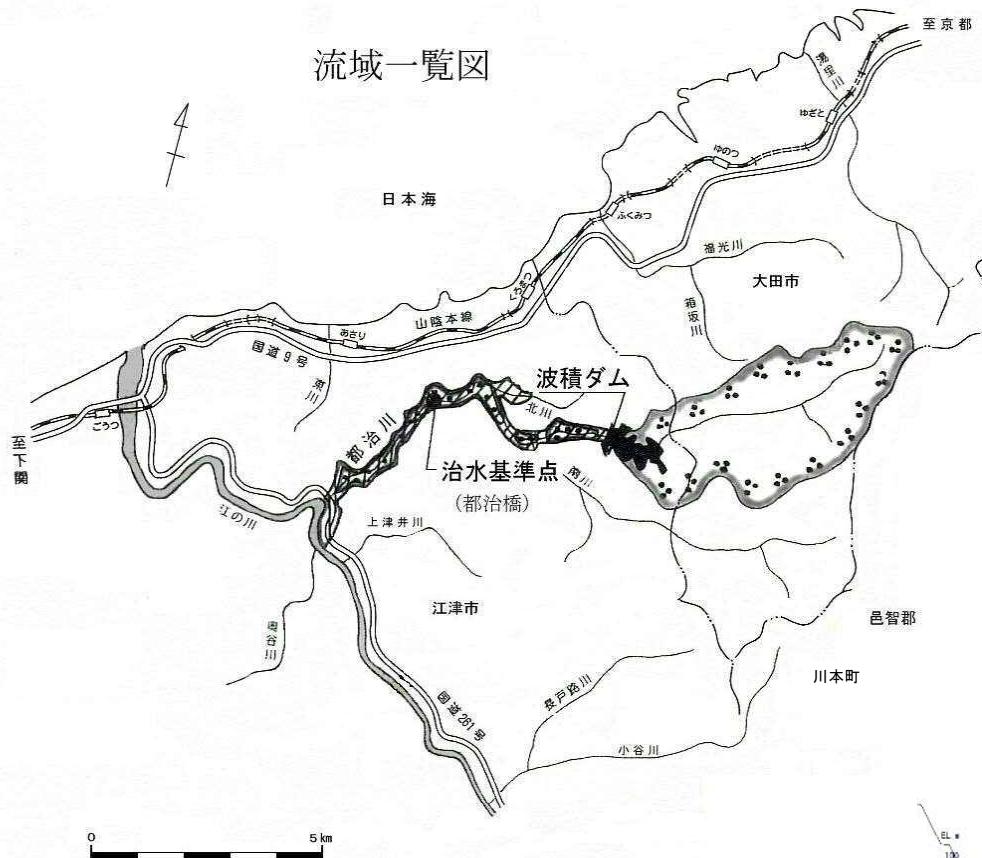
作成日 平成 29 年 6 月

番号	事業概要 ・事業主体等 (事業概要) (事業主体の根拠)	事業の進捗状況 (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	事業採択時の状況 及び社会情勢の変化等 (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	事業効果 (費用対効果) (コスト縮減・代替案等) (その他の効果)	環境への配慮 事業を中止した場合の影響 (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	今後の県の方針案 (継続・中止)
	事業概要 ・事業主体等 (事業概要) (事業主体の根拠)	事業の進捗状況 (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	事業採択時の状況 及び社会情勢の変化等 (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	事業効果 (費用対効果) (コスト縮減・代替案等) (その他の効果)	環境への配慮 事業を中止した場合の影響 (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	今後の県の方針案 (継続・中止)
4	<p>(事業名・地区) 河川総合開発事業 ・都治川</p> <p>(事業位置) 江津市 波積町本郷</p> <p>(事業費) 16,300,000 千円</p> <p>(事業概要) 波積ダム建設 重力式コンクリートダム 堤頂長 126.0m 堤 高 48.2m 堤体積 60 千 m<sup>3</sup></p> <p>(事業主体の根拠) 河川法第 10 条 1 項</p> <p>(再評価区分) ⑥社会情勢の変化等による</p> <p>(担当部課名) 土木部河川課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) 事業採択年度： H 6 年度 用地着手年度： H15 年度 工事着手年度： H16 年度 完了予定年度： H33 年度 経過年数： 24 年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率： 47% (H29 年度末見込) 用地： 100% 付替道路： 65%</p> <p>波積ダムは、平成 29 年度よりダム本体建設工事に先立ち、転流トンネル工事に着手する予定。 また、ダム本体建設工事については、平成 30 年度に着手する予定。</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 昭和 46 年、47 年に梅雨前線豪雨により甚大な被害が発生した。 特に昭和 46 年 7 月豪雨については、既往最大規模の洪水により家屋の全半壊 19 戸、浸水家屋 102 戸、被害額 434 百万円(水害統計)という壊滅的な被害に見舞われたため、抜本的な治水対策が必要となった。 ・浸水被害の防止 ・河川環境の保全 ・既得取水の安定化</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) ・ダム本体建設工事の発注</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 都治川は、江津市波積町の居住地や中心地区を流下しており、洪水により浸水被害が生じた場合、地域生活、産業活動に対する影響が極めて大きく、治水対策は重要かつ緊急な課題であり、地元はダム建設の早期完成を熱望している。</p>	<p>(費用対効果) B/C=1.29 (H29 評価) (コスト縮減・代替案等) 取水放流設備の見直し等により建設コスト縮減に努めている。今後も積極的に新技術・新工法を採用するなどし、一層のコスト縮減に努めることとしている。 平成 25 年度に実施した波積ダム建設事業検証に係る検討において「ダム事業の検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、現計画案(波積ダム)と現計画以外の代替案を複数の評価軸毎に評価し最も有利な案は現計画案と評価されている。 (その他の効果)</p> <p>家屋、農地、公共施設、産業施設及び道路等の浸水被害を解消することで安全な生活基盤の確保と民生の安定を図ることができる。 ダム、貯水池周辺の環境整備を行うことによって、ダム湖周辺を憩いの場として提供し、水源地域の活性化を図ることができる。</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) ダムから下流の河川環境については、渴水時において流水の補給を行い、本来河川が持っている機能(流水の清潔の保持、動植物の保全・既得取水の安定化等)の維持が図れる。 なお、事業区域内で自然環境調査を実施し、貴重種が確認されたため、モニタリングや移植等により環境保全措置等を行い、環境への影響軽減を図る。</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 過去度々の降雨災害に見舞われておらず、特に昭和 46 年 7 月、昭和 47 年 7 月に発生した梅雨前線豪雨により甚大な被害を受けている下流住民にとって、事業を中止、休止した場合、洪水の被害軽減が図られず安全で安心な生活基盤が確保されない。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 都治川は、ダムによる洪水調節を考慮した河川計画に基づき、災害復旧事業により河川改修が完了しており、現況河川の流下能力では昭和 46 年 7 月相当の降雨による洪水被害の解消が図れない。 このため、ダムによる洪水調節を行うため、事業継続が必要である。</p>

## 都治川 波積ダム建設工事計画概要図（島根県）

標準断面図

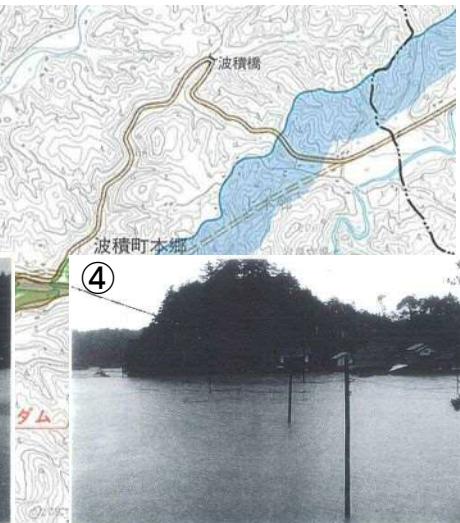
流域一覧図



	凡 例
	湛水区域
	集水区域
	洪水氾濫防止区域
	不特定用水補給区域
	基準点
	ダムサイト

## 浸水被害写真（都治川）

昭和46年7月



## 周辺状況図（波積ダム建設事業）

